

記入例【表面】

〒

記入不要

調整給付金（不足額給付分）申請書

本給付金は申請により、下記の全ての条件に該当する住民に対して、一律支給するものです。

- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の方（本人として、定額減税の対象外）
- ・「扶養親族等」の対象外（扶養親族などとしても、定額減税の対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

【給付対象になり得る者の例】

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

確認の上✓を記入
してください。

申請期限 令和7年11月30日（当日消印有効）

支給日 申請書を受理した日からおおむね1か月程度

支給市区町村
（令和7年度個人住民税の課税市区町村）

千早赤阪村長殿

千早赤阪村
受付印

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円(※)**が支給されます。下記支給要件に該当することを確認しました。千早赤阪村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等する
の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

上記の内容を確認の上、署名等をお願いします。

1. 申請者 本申請内容に相違はありません。

（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
チハヤ ハナコ 千早 花子	男 女	明治・大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地 電話 000 (0000) 0000

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、
不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

裏面も必ずご確認下さい

2. 給付金の振込口座の記入（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）

下記の口座への振込を希望します。

支給対象者のご本人の口座番号等を記入してください。

（通帳等の写しを下記の本人確認書類等貼付台紙箇所に添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
〇△□	千早	普通 2当座	0 5 4 3 2 1	チハヤ ハナコ
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0		

（注）金融機関の口座がないなど、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、千早赤阪村総務政策課（0721-72-0081）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給】

代理人が確認・受給を行う場合のみ記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	生年月日	代理人 現 住 所
	代理人氏名				
	チハヤ タロウ				
	千早 太郎	子	男・女	明治・大正・昭和・平成 〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町△丁目□番△号 電話〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の
確認・請求
受給
確認・請求及び受給
を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名
千早 花子

署名
千早 花子

支給対象者（表面左上に氏名が
記載されている方）の署名。

本人確認書類等貼付台紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）